

光地区消防組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合規則第2号

光地区消防組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

光地区消防組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成21年光地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給額」を「職」に、同条第1号中「44,300円又は46,100円の職」を「消防長、次長の職にある者」に、同条第2号中「33,600円の職」を「参事、課長、署長、室長の職にある者」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) 課長補佐、副署長の職にある者 1回につき4,000円

第4条中「支給額」を「職」に、第1号中「44,300円又は46,100円の職」を「消防長、次長の職にある者」に、同条第2号中「33,600円の職」を「参事、課長、署長、室長の職にある者」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(3) 課長補佐、副署長の職にある者 1回につき2,000円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。